第七十六条の見出し及び同条第一項中「、賃貸住宅対策官及び宅地整備調整官」を「及び賃貸住宅対策官」に改め、同条第六項を削る。

第七十七条の見出し及び同条第一項中「及び住宅瑕疵担保対策室」を「、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　建築環境企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

7　建築環境企画室に、室長を置く。

第七十九条第二項第一号中「（平成九年法律第四十九号）」を削る。

第百四十条第一項中「百四十八人」を「百五十一人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。